

「学校いじめ防止基本方針」

嘉麻市立熊ヶ畑小学校

1「学校いじめ防止基本方針」の目的

いじめ防止対策推進法制定の趣旨や国や福岡県におけるいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等に関係する機関及び団体等と連携を強化する。また、いじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組を組織的かつ計画的に実施するため、「学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめ等の問題への取組の一層の強化を図る。

2「学校いじめ防止基本方針」の内容

(1) 本校のいじめ問題に対する考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

また、児童の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の児童理解に努め、様々な変化にとらえて、適切に対応する。

② いじめに対する基本姿勢

- 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為」という強い意識を持つ。
- 「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」という危機意識を持つ。
- 「いじめられている子を最後まで守り抜く」という信念を持つ。

策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 組織（校内いじめ問題対策委員会等）の整備

ア 構成員

組織の名称		生徒指導（いじめ不登校）委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名
		校長	—	—
		主幹教諭		
		教諭	生徒指導係	
		教諭	人権・同和教育係	
		養護教諭	学校保健係	
		教諭		いじめ事案の該当担任
	外部専門家等	スクールカウンセラー	—	—

イ 校内組織の役割

校内生徒指導（いじめ不登校）委員会は、月1回以上開催し、学校におけるいじめ問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。

○いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割（全児童を対象とした教育相談週間を学期に1回程度実施、結果の把握）

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査・聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

○学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

※参考資料

③「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定【最終改定 平成29年3月14日】）

⑥「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）

（3）関係機関との連携

いじめ問題の解決には、学校だけでなく、医療、福祉、警察等の諸機関がそれぞれの専門性を生かしつつ、「嘉麻市いじめ問題対策推進協議会」を含め、関係諸機関と連携強化を図る。

（4）報告体制

いじめの疑いに係る情報をキャッチした場合は、校内生徒指導（いじめ不登校）委員会等が中心となって、事実関係の把握やいじめであるかどうかの判断、いじめられた児童への支援等を迅速かつ適切に行う。また、状況に応じて、いじめの発生、事実確認の結果及びいじめの状況や問題への対応の経緯等について、教育委員会に報告する。その際、重大事態につながるおそれがあると考えられる事案など、必要な場合はその都度速やかに教育委員会に報告する。

（5）教員研修

○いじめの問題についての適切な認知と共通理解に関する研修

年度当初にいじめの防止等に関する共通理解を図る研修会等を開催し、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」という事実に基づき、教職員の危機意識を高めるとともに、「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を積極的に活用しながら、いじめの問題に関する取組の計画的な実施について共通理解を図る。

○いじめの問題に関する教職員の指導力の向上を図る研修

夏季休業期間等において、いじめ問題に関する事例研究や児童理解の深化等の研修会を開催し、児童の心の動きを敏感にとらえる豊かな感受性と、苦しみを理解し支える共感性を高め教職員の資質を高める

研修を行う。また、研修会の開催に当たっては、スクールカウンセラー等の専門家を招聘するなどして、教職員の実践的な指導力の向上を図る。

○教職員の資質を高める研修

学校生活において、教職員の言動や価値観は、有形無形を問わず児童に影響を与えている。軽率な言動が誤解され、教職員の気づかないところでいじめを誘発したり助長したりする可能性もある。したがって、教職員は日頃から、自らの言動が児童にどのように受け止められているかを客観的にとらえ直すとともに、児童との信頼関係を構築することが大切である。

(6)いじめの問題への対応【年間計画・いじめの問題への対応の手順・重大事態への対応体制・重大事態に係る地方公共団体の長への報告の流れ】

ア いじめの未然防止の取組

- 人間関係スキル育成の取組の推進
- 生命尊重や思いやりの心を育てる道德教育の推進
- 基本的生活習慣や規範意識の育成
- いじめ問題を解決できる集団づくりの推進
- 児童の自治的活動の推進
- 児童の連帯感や存在感を高める体験活動の推進

学校として、性的少数者等、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

イ いじめの早期発見の取組

- 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引」（令和3年3月福岡県教育委員会）等を活用した早期発見の取組の実施
- 「いじめに特化したアンケート簡易版」又は「いじめに特化した無記名アンケート」の月1回の実施
- 「学校生活アンケート」の実施（学校生活アンケートに基づく全児童対象の個人面談）
- 教育相談週間の設定
- 相談ポストの設置及び活用
- 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携した早期発見の取組の実施
- 年間計画の作成（**別紙1** 年間指導計画）

※参考資料

- ・「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き」（令和3年3月福岡県教育委員会）
- ・「生徒指導リーフ20」（平成27年11月・12月 文部科学省、国立教育政策研究所）

ウ いじめの早期対応の取組

- いじめに対する基本姿勢
 - ・ いじめは深刻な人権侵害であり、「いじめを絶対に見逃さない」という強い意志をもつこと
 - ・ 「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」という危機意識をもつこと
 - ・ 「いじめられている児童を最後まで守り抜く」という信念をもつこと
- 1次・2次・3次対応による支援と指導等（**別紙2**参照）

（いじめられた児童生徒への対応、いじめた児童生徒への対応、保護者との連携）

＊いじめられている児童を全面的に支援するとともに、喧嘩両成敗の指導は行わない。

- 市町村の支援チーム・県と連携したいじめ問題学校支援チームの活用

いじめの問題の解決には、学校だけでなく、医療、福祉、警察等の諸機関がそれぞれの専門性を生かしつつ、状況に応じて相互に支援協力する体制を確立する。

○警察等との連携（通報）

学校の内外で発生した児童の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている又は、その疑いのあるいじめ事案や被害児童又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。

○いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断する。

- ・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ・被害児童が心身の苦痛を感じないこと

※参考資料

- ・「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引」（令和3年3月福岡県教育委員会）
- ・「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」（令和5年2月7日文部科学省）

エ 重大事態への対処

○重大事態の定義

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○重大事態の対応体制と報告（別紙3、別紙4参照）

○調査を行うための組織

- ・調査主体は学校の設置者が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。
- ・専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおり。
 - ① 対象児童が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
 - ② 対象児童と関係児童の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
 - ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月文部科学省）

○調査結果の提供及び報告

- ・調査報告書に基づく対象児童・保護者への説明は法で求められている。併せて、いじめを行った児童・保護者にも説明を行うことが必要である。その際、個人情報保護法や児童のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。
- ・調査報告書に基づいて、地方公共団体の長等に対して報告を行うことも法で求められている。
- ・調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、

対象児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

○調査結果を踏まえた対応

- ・調査結果を踏まえて中長期的に対象児童の支援や配慮が求められる場合もある。また、いじめを行った児童に対しても必要な指導及び支援を行うことが求められる。
- ・再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが考えられる。被害児童やその保護者に対して、適切に情報を提供する。

(7) ネット上のいじめの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても保護者と学ぶ規範意識育成事業を実施し、理解を求めていく。

(8) 教育相談体制

深刻化・複雑化の傾向にあるいじめ問題や多様化している児童の実態から、教育相談においては校内外の人的資源の活用がますます必要になる。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家をはじめ、子どもホットライン24などの相談窓口の周知を行い、各種相談機関との連携をより一層密にする。

(9) 保護者・地域等への働きかけ

学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。また、家庭用チェックリストや、いじめ問題に関する家庭用リーフレット等を活用して、学校あるいは学級での保護者会で説明しながら、保護者と協働していじめ問題の解決に努める。PTA等の組織を活用して、保護者や地域住民の情報や意見を聴取し、指導に生かす。

(10) 取組状況の評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校のいじめ問題への取組状況・いじめ防止等のための取組を評価するとともに、校内生徒指導（いじめ不登校）委員会等において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを評価・分析し、その評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。さらに、毎年度の集計において、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童には全校朝の会、保護者にはPTA役員会等で公表し、認知漏れがないことを確認する。

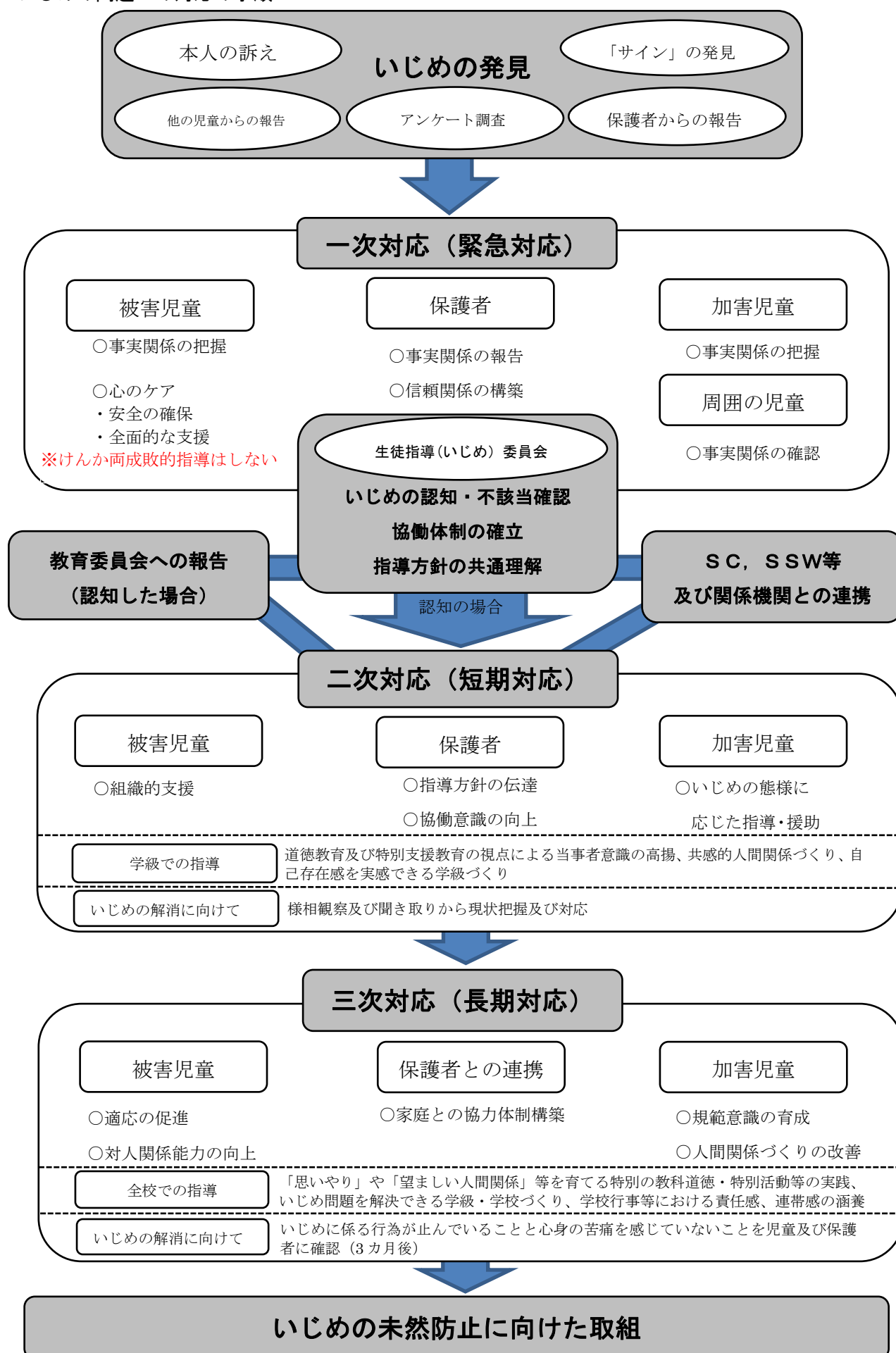
(11) 学校評価・教員評価

いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価できるようなアンケート等を作成し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

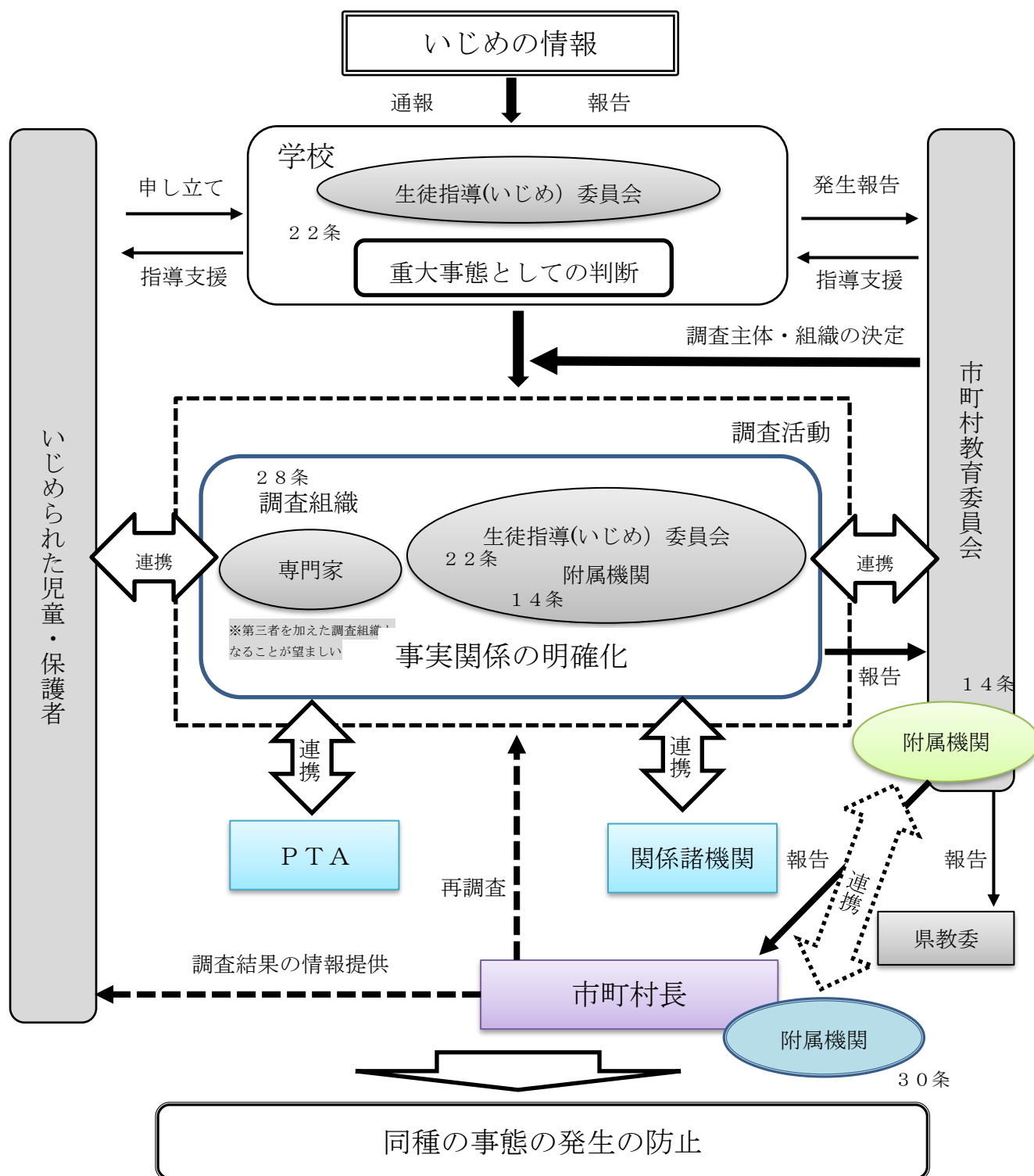
月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回)(◆学期1回程度)(●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (※月1回以上)	いじめに対応する教育活動の 推進 (●年間)	評価・分析の 取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」 の周知 ◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易 版」の実施・アンケートをもとにした個人面 談の設定・いじめアンケート交流 ●相談ポスト	※生徒指導(いじめ不登校)委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り方」 の職員研修 ・児童生徒理解のための職員会議	・学校いじめ防止基本方針の 公表・周知 ・あいさつ・言葉遣い週間 ●全校いいとこみつけ・ふわふ わことば	
5月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易 版」の実施・アンケートをもとにした個人面 談の設定・いじめアンケート交流	※生徒指導(いじめ不登校)委員会	「いじめ早期発見・早期対応リ ーフレット(家庭向け)」の配付	
6月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易 版」の実施・アンケートをもとにした個人面 談の設定・いじめアンケート交流	※生徒指導(いじめ不登校)委員会		
7月	◆「学校生活アンケート」の実施・生活アンケ ート交流 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教 育相談週間」の実施 ◆保護者用いじめチェックリストの実施	※生徒指導(いじめ不登校)委員会		
8月		・SC等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点に立つ児童生 徒理解の研修会	・長期休業明け前の気になる 児童への連絡等	・1学期の取 組を評価・ 分析
9月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易 版」の実施・アンケートをもとにした個人面 談の設定・いじめアンケート交流	※生徒指導(いじめ不登校)委員会		
10 月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易 版」の実施・アンケートをもとにした個人面談 の設定・いじめアンケート交流	※生徒指導(いじめ不登校)委員会	・運動会に向けて ・あいさつ・言葉遣い週間	
11 月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易 版」の実施・アンケートをもとにした個人面談 の設定・いじめアンケート交流	※生徒指導(いじめ不登校)委員会	・人権週間 ・いじめ問題への保護者等向 け研修会等の開催	
12 月	◆「学校生活アンケート」の実施・生活アンケ ート交流 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教 育相談週間」 ◆保護者用いじめチェックリストの実施	※生徒指導(いじめ不登校)委員会		・2学期の取 組を評価・ 分析
1月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易 版」の実施・アンケートをもとにした個人面談 の設定・いじめアンケート交流	※生徒指導(いじめ不登校)委員会 ・特別支援教育の視点に立つ児童生 徒理解の研修会		
2月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易 版」の実施・アンケートをもとにした個人面談 の設定・いじめアンケート交流	※生徒指導(いじめ不登校)委員会	・あいさつ・言葉遣い週間 ・学校評価・教員評価の実 施	・年間の取組 を評価・分 析
3月	◆「学校生活アンケート」の実施・生活アンケ ート交流 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教 育相談週間」 ◆保護者用いじめチェックリストの実施	※生徒指導(いじめ不登校)委員会		

※その他、必要に応じてアンケート等を実施する。

・ いじめの問題への対応の手順

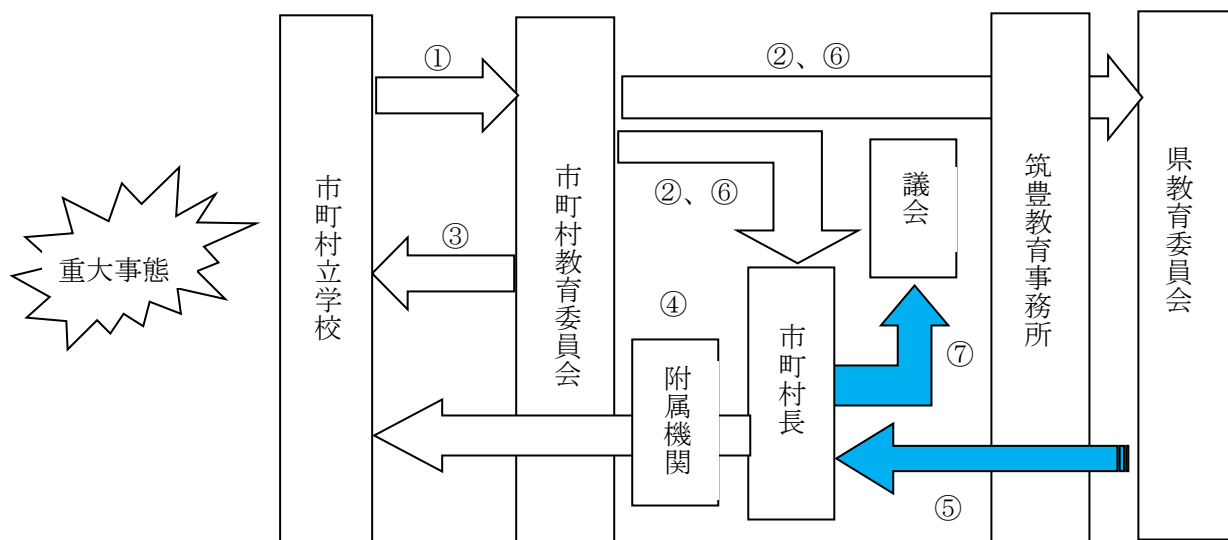


・ 重大事態の際の危機管理マニュアル



重大事態が発生した場合、直ちに当該市町村教育委員会に報告する。報告を受けた市町村教育委員会は市町村長及び県教育委員会へ事態発生について報告しなければならない。

・重大事態に係る地方公共団体の長への報告の流れ



- ① 重大事態の報告（第 23 条 2 項）
- ② 重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告（第 30 条 1 項）併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ③ 調査組織（学校の設置者が学校）の決定及び調査（第 28 条 1 項）
- ④ 必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査（第 30 条 2 項）
- ⑤ 市町村の事務の適切な処理について指導・助言又は援助（第 33 条）
- ⑥ 重大事態の調査結果を地方公共団体の長に報告（国基本方針）併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ⑦ ④の調査を行ったときは、その結果を議会に報告（第 30 条 3 項）